県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年７月11日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県条例第90号

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の一部を改正する条例

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年岩手県条例第74号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| （県外産業廃棄物の搬入事前協議）<br>第２条　その事業活動に伴い県外において産業廃棄物を生ずる事業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第５項の中間処理業者を含む。以下「県外排出事業者等」という。）は、県外において生じた産業廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第２条第２項に規定する使用済自動車、同条第３項に規定する解体自動車及び同条第４項に規定する特定再資源化物品を除く。以下「県外産業廃棄物」という。）の処理（収集又は運搬を除く。）を県内で行うため搬入しようとする場合は、その搬入を開始しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。<br>２～８　［略］ | （県外産業廃棄物の搬入事前協議）<br>第２条　その事業活動に伴い県外において産業廃棄物を生ずる事業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第５項の中間処理業者を含む。以下「県外排出事業者等」という。）は、県外において生じた産業廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第２条第２項に規定する使用済自動車、同条第３項に規定する解体自動車及び同条第４項に規定する特定再資源化物品<u>並びに使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第11条第４項第１号に規定する認定計画に係る同法第２条第２項に規定する使用済小型電子機器等</u>を除く。以下「県外産業廃棄物」という。）の処理（収集又は運搬を除く。）を県内で行うため搬入しようとする場合は、その搬入を開始しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。<br>２～８　［略］ |
| 備考　改正部分は、下線の部分である。 | |

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される県外産業廃棄物について適

用し、同日前に搬入された県外産業廃棄物については、なお従前の例による。